

生活保護ケースワーカーによる子どもへの支援

—A市における学習支援に関わるアンケート調査から—

○ 新潟県立大学 氏名 小澤 薫 (8150)

小池 由佳 (新潟県立大学・2735)

キーワード：ソーシャルワーク、子育て支援、学習支援

1. 研究目的

生活保護ケースワーカー（以下、ケースワーカーという）が子どものいる世帯への支援をよりよいものにするために、新保（2018）は、①親の想いを受け止める、②子どもの声を聴く、③将来を考える機会をつくる、④ケースワーカーが1人でかかえない、という4点を指摘している。神奈川県「平成23年 子どもの自立支援推進についての調査」によると、ケースワーカーが「子どもを支援するにあたって困難に感じることは、子どもに目を向け支援するための「時間的余裕がない」という回答が88.5%を占めていた（「感じる」と「やや感じる」の合計）。本研究では、ケースワーカーが生活保護を利用している世帯の子どもとどのようにかかわっているのか、ケースワーカーによる子どもの育ちへの支援について明らかにすることを目的とする。

2. 研究の視点および方法

(1) 調査の対象・方法

A市の福祉事務所の全ケースワーカー110名に対して、アンケートを行った（2019年3月）。各福祉事務所の担当課（係）長に調査票の配布を依頼した。調査票の回収については、同封した返送用封筒によって、各人から各福祉事務所の担当者に提出、留め置きとした。有効回答数は89件、有効回答率は80.9%であった。

調査結果の分析の視点としては、「担当する世帯の子どもの様子」「担当する世帯の子どものかかわり」について検証を行った。なお、担当世帯数については、80ケース以下37.1%、81～90ケース38.2%、91～100ケース13.5%、101ケース以上5.6%で、平均83.83世帯であった。ケースワーカーの経験年数は、1年目19.1%、2年目20.2%、3年目25.8%、4～5年目20.2%、6年目以上13.5%で、平均3.3年目であった。

3. 倫理的配慮

本研究は、新潟県立大学倫理委員会の規定に従って手続きを行い、委員会の承認を得て実施した。収集したデータについては統計的処理を行い、結果の公表に関して個人が特定されることのないよう配慮している。上記のような配慮を行う旨を調査の目的・趣旨とともに調査票表紙に明記した。

4. 研究結果

(1) ケースワーカーが担当している子どものいる世帯の状況

担当世帯のうち子どものいる世帯数は、1～3世帯 20.2%、4～6世帯 31.5%、7～10世帯 25.8%、11世帯以上 14.6%であった。子どもの学年は、未就学児 69.7%、小学生 86.5%、中学生 87.6%、高校生 86.5%であった。担当世帯に不登校（不登校傾向も含む）の子どもがいるのは 52.8%、高校中退の子どもがいるのは 15.7%であった。

(2) 担当する世帯の子ども（中学生・高校生）とのかかわり

担当世帯の中学生とのかかわりについては、「個別に話をすることが多い」3.9%、「保護者と同席のもと話をすることが多い」48.1%、「話をしたことがない」19.5%、「会ったことがない」28.6%であった。「話をしたことがない」「会ったことがない」の合計は、経験年数別には1年目で63.6%で、経験年数を重ねるとその割合が低くなっていた（2年目50.0%、3年目50.0%、4～5年目41.2%、6年以上40.0%）。担当世帯数については、80ケース以下では33.3%であったが、91ケース以上では80.0%であり、担当世帯数によっても違いがみられた。なお、学習支援に参加している子どもの有無では、参加している子どもがいるでは、「話をしたことがない」「会ったことがない」の合計が61.3%であるが、参加している子どもがいないでは39.1%であった。担当世帯の高校生とのかかわりについては、「話をしたことがない」10.1%、「会ったことがない」19.1%であり、中学生と比べると高校生の方が直接かかわっている比率が高まる。話す内容についても高校生では、「進路」「学校生活」「成績」に加えて「アルバイトのこと（収入申告など）」が挙げられていた。

5. 考察

子どもへの支援にあたって、保護者と連携が不可欠である。「不登校」の子どもへの対応としては、学校、教育委員会、保健師、子ども支援担当、基幹相談支援センター、児童相談所など他機関と連携し、保護者との情報共有を重ね、支援体制の構築を行っている様子がみられた。さらに、高校生については、卒業後の進路、アルバイトの収入申告といった世帯に大きく影響することに対して直接的なかかわりがみられた。中学生については、学習支援に参加している世帯ほどケースワーカーの直接的なかかわりが薄かったことから、学習支援への参加につなげることがケースワーカーの業務と捉えられている可能性がある。ケースワーカーのかかわりは子どもの状況、年齢によって異なり、子どもの将来の自立に向けたケースワーカーのかかわりについて、改めて検討する必要がある。子どもの年齢に応じた生活保護の観点からのソーシャルワークのあり方については、今後の課題としたい。

参考文献

- ・新保美香（2018）『生活保護実践講座』全国社会福祉協議会
- ・神奈川県（2013）「生活保護世帯の子どもの自立支援に関するアンケート調査結果」
- ・岡部卓・長友祐三・池谷秀登（2017）『生活保護ソーシャルワークはいま』ミネルヴァ書房